

～印鑑登録の手続きをする方へ～

印鑑登録をする方は、下表の手続きが必要となります。

	手続きをする方	必要なもの	備考
通常 (印鑑登録証、 印鑑証明書の 発行に日数を 要します)	本人	登録する印鑑	本人あてに照会文書を送付します。届いた文書に本人が登録の意思がある旨を記入し、1カ月以内に再度お持ちいただいた時に、手続きが完了します(送付のため3日程度の日数を要します)。
	代理人	代理人に委任する旨を証する書面(委任状)と登録する印鑑	
お急ぎのとき (当日中に印 鑑登録証、印 鑑証明書を発 行できます)	本人のみ	登録する印鑑のほかに、本人であることを確認できる書類(①または②) ①一つで確認できるもの 官公署が発行した免許証など (本人の写真が貼り付けられ、浮き出しプレスなどがあるもの)。	左記①の「一つで確認できるもの」の例 ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・住民基本台帳カード(写真付き) ・外国人登録証明書(写真付き)
		②確認に二つ必要なもの 「健康保険証」「年金手帳」「学生証または会社が発行した身分証明書などで、本人の写真が貼り付けられ、割印などの契印があり、生年月日が記載されているもの」などを二つ。	左記②以外の「確認に二つ必要なもの」の例 ・年金証書 ・生活保護費受給に係る証明書 ・介護保険被保険者証



印鑑証明書を発行するには、事前に上記手続きを行い、印鑑登録を済ませておく必要があります。上記の手続きを行うと、印鑑登録証(右:カード)が発行されます(無料)。印鑑証明書が必要な際は、必ず印鑑登録証をご持参ください。



詳しくは、南区役所1階戸籍住民課へお問い合わせください。☎582-2400 内線432・233

広 告 欄

